

船舶インシデント調査報告書

令和5年5月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和4年8月7日 14時07分ごろ
発生場所	新潟県上越市関川 直江津港導流堤北灯台から真方位165° 1,590m付近 (概位 北緯37° 10.4′ 東経138° 14.9′)
インシデントの概要	水上オートバイMASAは、南進中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和4年8月23日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ MASA、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	240-65438新潟、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 水象：水上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期（直江津港）
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、遊走の目的で、関川を上流に向けて南進中、‘上越市所在の直江津橋付近の川底に堆積した泥地’（以下「本件浅所」という。）に座洲した。 本船は、本インシデント後、自力で離礁した。 船長は、関川での遊走経験が少なく、本インシデント後に本件浅所の存在を知った。 本船の乗船者は、全員救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、関川を上流に向けて南進中、船長が、本件浅所が存在していることを知らずに航行していたことから、本件浅所に座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、関川を上流に向けて南進中、船長が、本件浅所が存在していることを知らずに航行していたため、本件浅所に座洲したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・水上オートバイの船長は、航行予定水域の水位、地形等を出発前に把握しておくこと。